

◎指定学校変更許可基準

区分	種類	指定学校変更申立許可基準	添付書類	許可期限
1	学年途中	学年途中で転居し、転居前の学校に引き続き就学する場合 ただし、小学生については、中学校への進学は住所地の指定中学校に就学することを条件とする。		小学5、6年生及び中学生は卒業まで その他は学年末まで
2	転居予定	住宅の新築、改築又は転居予定のため、転居先又は転居前（改築に限る。）の学校に就学する場合 ただし、新築の場合は、着工が申立日の属する学期の翌学期内であり、契約締結の日から起算して1年以内に完成する内容であること。	建築契約書 又は売買契約書 又は賃貸借契約書 ※土地だけでは不可	転居の日まで
3	留守家庭	対象児童が小学生であり、保護者の就労等により留守家庭になるため、預かり先の住所地の指定学校に就学する場合 ただし、中学校への進学は、住所地の指定学校に就学することを条件とする。	保護者の勤務証明書、 預かり先証明書その他必要な書類	申立事実が解消するまで (学年末ごとに確認)
4	特別支援	指定学校に特別支援学級がなく、最寄りの学校の特別支援学級に就学する場合		卒業まで
5	通学距離	住所地が指定学校から極めて遠距離（小学校は4km以上、中学校は6km以上）にあり、最寄りの学校に就学する場合	地図等	卒業まで
6	兄弟姉妹同一学校への通学	指定学校変更許可を受けた児童生徒の兄弟姉妹について、同一の学校に就学する場合。 ただし、留守家庭で許可されている場合を除く（各々預かりが必要）。		兄弟姉妹の許可期限まで
7	特殊事情	その他やむを得ない事情がある場合（詳細な基準は別表のとおり）		申立事実が解消するまで

※ 本制度は学校を自由に選択できるものではありません。お子様の就学環境を整えるひとつの制度として定めたものです。

※ 許可基準を満たし、通学に支障がない場合に許可します。

◎ 7. 特殊事情の場合（別表）

区分	種類	特殊事情の許可基準	添付書類	許可期限
1	教育的配慮	いじめ、不登校等教育指導上の諸問題への対応が必要な場合 ただし、学校等での指導を尽くした上で、指定学校を変更することが適切であると判断する場合に限る。	学校からの副申書、 専門家の意見書、 聞き取り票等	
2	部活動	指定中学校に希望する部活動がない場合 又は学年途中の住所異動で、対象生徒が転校することにより、チーム編成ができない等活動が困難になる場合		卒業まで ただし、中途退部した場合（中学3年の引退を除く。）は、退部日の属する学期末まで
3	地域的配慮	特定の指定学校の境界地域に居住している場合 ※許可地域については、「校区外就学境界地域図」に規定されています。		
		1つの小学校の通学区域から2つの指定中学校に分かれる地域のうち、指定中学校でない方の中学校に就学する場合 (名貫町及び永野田町から大始良中学校に就学する場合に限る。)		
		19学級以上の学校（以下「大規模校」という。）の通学区域から通学区域の境界の一部が隣接する大規模校以外の学校に就学する場合（寿1丁目の寿北小学校の通学区域で鹿屋小学校に就学する場合（寿北小学校に在学している場合を除く。）に限る。)		
4	身体的配慮	身体的な病気により、特段の配慮が必要であると認められる場合 ただし、診断書に、変更しようとする学校でなければならないことが判断できる内容の記載がある場合に限る。	診断書、病気の内容等 が分かる資料等	
5	障害に対する配慮	特別支援学級（特に自閉症情緒学級）在籍（予定を含む。）の児童生徒で、環境を変えることが困難であると判断される場合又は発達段階に応じた配慮が必要であると判断される場合	診断書、学校からの副申書、聞き取り票等	
6	その他	上記のほか、教育委員会が特に必要があると認める場合	教育委員会が必要と認める書類	教育委員会が必要と認める期限まで